

四半期報告書

(第43期第1四半期)

自 平成21年6月1日
至 平成21年8月31日

日本プロセス株式会社

目 次

	頁
表 紙	1
第一部 企業情報	2
第1 企業の概況	2
1 主要な経営指標等の推移	2
2 事業の内容	3
3 関係会社の状況	3
4 従業員の状況	3
第2 事業の状況	4
1 生産・受注及び販売の状況	4
2 事業等のリスク	5
3 経営上の重要な契約等	5
4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	5
第3 設備の状況	11
第4 提出会社の状況	12
1 株式等の状況	12
(1) 株式の総数等	12
(2) 新株予約権等の状況	13
(3) ライツプランの内容	15
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	15
(5) 大株主の状況	15
(6) 議決権の状況	15
2 株価の推移	15
3 役員の状況	15
第5 経理の状況	16
1 四半期連結財務諸表	17
(1) 四半期連結貸借対照表	17
(2) 四半期連結損益計算書	19
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	20
2 その他	26
第二部 提出会社の保証会社等の情報	27

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年10月9日
【四半期会計期間】	第43期第1四半期（自 平成21年6月1日 至 平成21年8月31日）
【会社名】	日本プロセス株式会社
【英訳名】	Japan Process Development Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大部 仁
【本店の所在の場所】	東京都港区浜松町二丁目4番1号
【電話番号】	03（5408）3351
【事務連絡者氏名】	経理部長 古谷 百合子
【最寄りの連絡場所】	東京都港区浜松町二丁目4番1号
【電話番号】	03（5408）3351
【事務連絡者氏名】	経理部長 古谷 百合子
【縦覧に供する場所】	株式会社ジャスダック証券取引所 （東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第42期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第43期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第42期
会計期間	自平成20年6月1日 至平成20年8月31日	自平成21年6月1日 至平成21年8月31日	自平成20年6月1日 至平成21年5月31日
売上高(千円)	1,188,862	1,049,222	5,131,494
経常利益(千円)	40,320	27,768	354,141
四半期(当期)純利益(千円)	1,918	18,972	178,694
純資産額(千円)	8,160,508	8,156,283	8,249,843
総資産額(千円)	9,160,946	8,648,967	9,152,433
1株当たり純資産額(円)	1,420.41	1,428.98	1,435.96
1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円)	0.33	3.31	31.10
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	—	—	—
自己資本比率(%)	89.1	94.3	90.1
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	300,439	△42,078	312,782
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	20,091	△421,139	△687,441
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	△69,420	△107,648	△171,903
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(千円)	3,268,883	1,900,343	2,471,209
従業員数(人)	503	522	525

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成21年8月31日現在

従業員数(人)	522
---------	-----

(注) 従業員数は就業人員であります。

(2) 提出会社の状況

平成21年8月31日現在

従業員数(人)	436
---------	-----

(注) 従業員数は就業人員であります。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1)生産実績

当第1四半期連結会計期間の生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当第1四半期連結会計期間 (自平成21年6月1日 至平成21年8月31日)	前年同四半期比(%)
制御系システム開発(千円)	318,450	125.7
組込系システム開発(千円)	241,615	69.5
基盤系システム開発(千円)	45,351	41.9
業務系システム開発(千円)	136,382	108.5
情報サービス・その他(千円)	106,411	90.9
合計(千円)	848,210	89.1

(注) 1. 生産金額は製造原価で表示しております。
2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2)受注状況

当第1四半期連結会計期間の受注状況を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	受注高(千円)	前年同四半期比(%)	受注残高(千円)	前年同四半期比(%)
制御系システム開発	464,362	363.2	576,447	159.1
組込系システム開発	275,680	111.9	78,307	55.6
基盤系システム開発	62,262	58.3	33,050	96.9
業務系システム開発	121,884	51.3	80,346	26.1
情報サービス・その他	90,339	148.5	75,568	77.4
合計	1,014,530	130.2	843,719	89.5

(注) 受注金額には消費税等は含まれておりません。

(3)販売実績

当第1四半期連結会計期間の販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当第1四半期連結会計期間 (自平成21年6月1日 至平成21年8月31日)	前年同四半期比(%)
制御系システム開発(千円)	447,386	129.1
組込系システム開発(千円)	291,595	66.5
基盤系システム開発(千円)	66,089	63.6
業務系システム開発(千円)	120,081	72.4
情報サービス・その他(千円)	124,068	92.5
合計(千円)	1,049,222	88.3

(注) 1. 前第1四半期連結会計期間及び当第1四半期連結会計期間における主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前第1四半期連結会計期間 (自平成20年6月1日 至平成20年8月31日)		当第1四半期連結会計期間 (自平成21年6月1日 至平成21年8月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
(株)日立製作所	290,230	24.4	294,911	28.1
(株)東芝	246,869	20.8	180,040	17.2

2. 本表の金額には、消費税等は含まれておりません。

2【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1)業績の状況

当第1四半期連結会計期間（以下、当期）のわが国経済は、在庫調整が進んだことによる生産活動の持ち直しや経済対策による個人消費の持ち直しなど一部に回復の兆しは見られるものの、企業の設備投資は減少を続け雇用情勢や所得環境は更に悪化しており、厳しい状況が続きました。情報サービス産業界におきましても、IT関連に対する投資意欲の減退や価格低減圧力の高まりなど非常に厳しい状況となっております。

当社グループは、継続的な発展を目指す長期的な視点での土台作りと、急激に悪化している事業環境下の利益確保の両方を目指す、バランスの取れた経営に努めてまいりました。そして、需要にあわせた人材の最適配置と外注費の抑制などによる原価低減を行なう一方で、優秀な人材採用と若手技術者への教育はこれまで以上に充実を図ってまいりました。こうした状況の中、計画的に発注される社会インフラを中心とした制御系システム開発は、受注、売上ともに堅調に推移しました。一方、その他のシステム開発については、設備投資や情報化投資が抑制されたことにより全体量が減少し、更に顧客の内製化が進んだことなどにより売上は減少しました。

また、期中に保有しておりました投資有価証券を売却したことによる売却益14百万円を特別利益として計上しております。

その結果、売上高は1,049百万円（前年同四半期比139百万円減）、営業利益18百万円（前年同四半期比11百万円減）、経常利益27百万円（前年同四半期比12百万円減）、四半期純利益18百万円（前年同四半期比17百万円増）となりました。

事業の種類別セグメントの状況は以下のとおりであります。

(制御系システム開発)

社会インフラの鉄道向け制御システムや電力向け制御システムに加え、衛星画像関連のシステム開発が堅調に推移するとともに、前期減少していた自動車向け制御システムも下げ止まったことから、売上は447百万円（前年同四半期比100百万円増）となりました。

(組込系システム開発)

テレビなどの情報家電やICカードに向けたOS開発の需要が増えていますが、主力の携帯電話向けの開発が減少したことや、前年同期の売上が顧客要因により一時的に増加していたことなどから、前年同期比では売上が減少し、売上は291百万円（前年同四半期比146百万円減）となりました。

(基盤系システム開発)

コンテンツ管理システムは次期システム開発に着手するなどの明るい材料もあるものの、これまで堅調であった医薬業界向け基盤システム開発が減少したため、売上は66百万円（前年同四半期比37百万円減）となりました。

(業務系システム開発)

顧客の企業再編や事業環境悪化などにより、ERP、SCM、会計パッケージなど企業の基幹業務システム開発が大幅に縮小し、また通信系顧客管理システム開発も縮小傾向が継続したことなどにより、売上は120百万円（前年同四半期比45百万円減）となりました。

(情報サービス・その他)

構築サービスについては、他部門とのシナジーによる売上が伸びるとともに一部顧客での一時的な受注増が寄与し、売上は増加しました。また、コールセンター業務も安定した売上となっております。一方で、検証業務は、顧客においてオフショア化と内製化が進んだことにより売上は減少しました。その結果、当セグメントでの売上は124百万円（前年同四半期比10百万円減）となりました。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末における総資産は、前連結会計年度末に比べて503百万円減少して8,648百万円となりました。これは、有価証券が401百万円増加したのに対し、現金及び預金が570百万円、受取手形及び売掛金が356百万円減少したこと等によります。

負債につきましては、前連結会計年度末に比べて409百万円減少して、492百万円となりました。これは、未払金や賞与引当金が減少したこと等によります。

純資産につきましては、前連結会計年度末に比べて93百万円減少して8,156百万円となりました。これは、配当金の支払い等によります。

1株当たりの純資産は、1,428円98銭です。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という）の残高は、前連結会計年度末に比べて570百万円減少して1,900百万円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フローの状況）

営業活動により使用した資金は、42百万円（前年同四半期は300百万円の獲得）となりました。主な要因は、売上債権による増加に対して引当金等の減少によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フローの状況）

投資活動により使用した資金は、421百万円（前年同四半期は20百万円の獲得）となりました。主な要因は、有価証券の購入によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フローの状況）

財務活動により使用した資金は、107百万円（前年同四半期は69百万円の使用）となりました。主な要因は、配当金の支払いによるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりであります。

① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者であることが必要であると考えております。

当社株式に対する大規模な買付行為であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、当社の支配権の移転を伴う買付提案又は買付行為の是非についての判断は、最終的には株主の皆様ご意思に基づき行われるものと考えております。

しかしながら、近時、新しい法制度、企業買収環境及び企業文化の変化等を背景として、対象会社の経営陣と十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、大規模な株式の買付行為を強行するといった動きが顕在化しつつあり、また、株式の大量取得行為の中には、(i)買収の目的や買収後の経営方針等に鑑み、企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、(ii)株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、(iii)対象会社の取締役会や株主が買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、(iv)対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社のビジネスは、株主の皆様を始め、顧客企業や従業員、地域社会など様々なステークホルダーの協業の上に成り立っており、これらのステークホルダーが安心して当社の事業に関わることができる安定的かつ健全な体制を構築し、社会から必要とされる高品質なサービスを提供していくことが、当社企業価値を高めていく上で不可欠な要件となっております。

そこで、当社の企業価値・株主共同の利益に資する買付提案が行われ、その買付提案が実行された場合、当社がこれまで育成してまいりました当社の特色である信頼性、公共性、中立性、経営の安定性、ブランド・イメージ等をはじめ、株主の皆様はもとより、顧客企業、取引先、地域社会、従業員その他利害関係者の利益を含む当社の企業価値への影響、ひいては株主共同の利益を毀損する可能性があるときは、当社は、このような不適切な株式の大量取得行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当ではないと考え、当社の企業価値ひいては株主共同利益を確保・向上させるため、当該者による大量取得行為に対して相応な措置を講じることを

基本方針といたします。

②当社の企業価値・株主共同の利益の向上及び基本方針の実現に資する取組み

当社は昭和42年の創業以来、「制御システム」の開発を中心に顧客と一体となってソフトウェア開発に従事しており、長年に渡って顧客との信頼関係を築いてまいりました。当社の企業理念「情報通信技術を駆使した新しい価値創造を通して顧客とともに社会に貢献する」の下、顧客の満足度向上のため、技術力の向上や納期の厳守に努めてまいりました。当社としても、従業員の育成には非常に力を入れており、昭和63年長野県富士見高原に研修所を開設し、技術や品質の向上を図ってまいりました。更に今日、日々進化していく情報技術のフィールドで、常に最先端のソリューションを提供できるよう、研修制度を再構築し、最新の技術の習得が可能な環境作りにも努めております。

これらの結果、従業員一人一人の仕事に対する強い探究心を生み出すとともに、当社独自の報酬制度（業務の貢献度を自分たちで評価する）等も要因となって高いモチベーションを生み出すこととなり、独特の企業風土が形成されております。

このように、顧客との信頼関係や会社と従業員の信頼関係、そして従業員一人一人の高いモチベーションが、当社にとっての企業価値の源泉であるといえます。

当社は、こうした当社の企業価値の源泉を踏まえて、多数の投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、中期経営計画の推進とコーポレート・ガバナンスの強化の両面から、当社の企業価値および株主共同の利益の向上に取り組んでおります。

しかし、このような当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の独自の経営を向上させる者が当社の財務及び事業の方針を決定する者とならなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることとなります。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大規模な買付提案及び買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。そして、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大規模な買付提案及び買付行為を抑止するためには、当社株式に対する大規模な買付提案及び買付行為が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案すること、株主の皆様がかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報及び時間を確保すること、並びに株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とする枠組みを確保するために、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」

（以下、「本プラン」といいます。）を平成20年3月7日開催の当社取締役会の決議をもって導入し、公表いたしました。その後平成20年8月26日開催の第41期定時株主総会において本プランの導入に関する議案が決議され、本プランの有効期間は、当該株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終了の時までとなっております。

イ. 本プラン概要

本プランにおいては、当社に対する買付提案又は買付行為の実行を検討している者より、事前に当社に対する買付に関する情報の提供を受け、当社取締役会が買付提案者と交渉並びに提案内容の検討を行う期間を確保し、当該買付提案又は買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益の最大化に資するものか否かの判定を行うこととしております。これに対し、買付提案者が事前の情報提供や予告なく当社株式に対する買付行為を開始するような場合や、買付提案又は買付行為の内容、態様及び手法に鑑み、当社の企業価値・株主共同の利益が毀損すると認められるような場合には、当社としてはその毀損を防止するために対抗措置を発動できることとしております。なお、本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性及び合理性を担保するために、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される特別委員会を設置することといたします。

本プランにおいて、当社は、以下の手続によって買付提案者に対して買付提案及び買付行為の概要及びその他の情報の提供を求めるものとします。

かかる情報の提供を受けた後、当社では、下記に定める特別委員会及び当社取締役会においてかかる情報を検討した上、当社取締役会としての意見を慎重に形成及び公表し、必要と認めれば、買付提案についての交渉や株主の皆様に対する代替案（当社取締役会が経営を継続することによって実現しうる当社の企業価値・株主共同の利益及びそのための具体的な方策のほか、当該買付行為に直接対抗するための当社取締役会その他の第三者を主体とした買付提案を含む）の提示も行うものとします。

かかる検討の結果、下記に定める対抗措置発動要件又は対抗措置不発動要件を充足するか否かを特別委員会において判断し、特別委員会が当社取締役会への勧告を行った上、当社取締役会は、当該勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動又は不発動を決定するものとします。

ロ. 本プランの内容

(a) 本プランの対象となる買付提案者

本プランは以下の(i)または(ii)に該当する当社株券等の買付提案、買付行為又はこれに類似する行為(但し、当社取締役会が承認したものを除きます。かかる行為を、以下「買付行為等」といいます。)がなされる場合を適用対象とします。買付行為等を行い、又は行おうとする買付提案者(以下「大量買付提案者」といいます。)は、予め本プランに定められる手続に従わなければならないものとします。

(i) 特定の株主グループが当社の株券等の保有者及び共同保有者である場合における、当該議決権割合が20%以上となる買付(当該特定の株主グループを、以下「特定大量保有者」といいます。)

(ii) 特定株主グループが当社の株券等の買付等を行う者及びその特別関係者である場合における、当該議決権割合が20%以上となる買付(当該特定の株主グループを、以下「特定大量買付者」といいます。)

(b) 必要情報提供手続

本プランの対象となる大量買付提案者には、買付行為等の実行に先立ち、当社取締役会宛に、大量買付提案者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先、買付行為等の概要及び本プランで定められる手続を遵守する旨の誓約文言を記載した書面(以下「意向表明書」といいます。)を提出して頂きます。なお、書面はすべて日本語により作成して頂きます(以下において大量買付提案者が提出すべきとされている書面・情報についても同様とします。)

当社取締役会は、特別委員会の助言及び勧告に基づいて、大量買付提案者からの提案内容が具体的にいかに当社の企業価値・株主共同の利益を向上させるかを明らかにするため、上記の意向表明書を受領した日から10営業日以内に、大量買付提案者の買付行為等の内容の検討に必要な情報(以下「本必要情報」といいます。)のリストを大量買付提案者に交付し、本必要情報の提供を求めます。なお、本必要情報に該当する代表的な項目は以下のとおりです。

(i) 大量買付提案者及びそのグループの詳細

(ii) 買付行為等の目的、方法及び内容

(iii) 買付対価の種類及び金額並びに買付対価の算定根拠

(iv) 買付行為等に要する資金の調達状況及び当該資金の提供者の概要

(v) 大量買付提案者及びそのグループによる当社の株券等の取得および売却状況

(vi) 買付行為等に際しての第三者との間における意思連絡の有無並びに意思連絡がある場合はその内容及び当該第三者の概要

(vii) 買付提案者が既に保有する又は将来取得する当社の株券等に関する貸借契約等の内容

(viii) 大量買付等の後における当社及び当社グループの経営方針等

(ix) 純投資又は政策投資を買付行為等の目的とする場合は、買付行為等の後の株券等の保有方針、議決権の行使方針等、並びに長期的な資本提携を目的とする政策投資として買付行為等を行なう場合は、その必要性

(x) 重要提案行為等を行うまたは可能性がある場合、その目的、内容等

(x i) 買付行為等の後、当社の株券等を更に取得する予定がある場合には、その理由及びその内容

(x ii) 買付行為等の後、当社の株券等が上場廃止となる見込みがある場合には、その旨及び理由

(x iii) 買付等の後における当社の従業員、取引先、顧客、地域社会その他の当社にかかる利害関係者に関する処遇・方針

(x iv) 大量買付提案者以外の当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策

(x v) その他当社取締役会又は特別委員会が合理的に必要と判断する情報

(c) 取締役会による買付内容の検討、買付者等との交渉、代替案の提示等

大量買付にかかる情報提供を受けた後、取締役会がこれらの評価、検討、交渉、代替案立案のための期間を下記の通り設定します。

(i) 対価を現金(円貨)のみとする公開買付による当社の全株式の買付の場合には60日間

(ii) その他の方法による買付行為等の場合には、90日間

(d) 特別委員会による勧告

当社は、本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するための機関として、特別委員会を設置します。

特別委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を担保するため、当社の業務執行を行う当社経営陣から独立している社外監査役及び社外取締役並びに社外の有識者(弁護士、公認会計士、経営経験豊富な企業経営者、学識経験者等)を対象として選任するものとします。

当社取締役会は、本必要情報並びに本必要情報の取締役会による評価及び分析結果を特別委員会に提供しま

す。特別委員会は、取締役会の諮問に基づき、取締役会による評価、分析結果及び外部専門家の意見を参考にし、また、判断に必要と認める情報等を外部の第三者から自ら入手、検討して、大量買付提案者が提供する情報の十分性、対抗措置の発動の是非、その他当社取締役会が判断すべき事項のうち当社取締役会が特別委員会に諮問した事項及び特別委員会が当社取締役会に諮問すべきと考える事項等について勧告を行います。

特別委員会は、大量買付提案者が本プランに規定する手続を遵守しなかった場合、または大量買付提案者による大規模買付等が当社の企業価値・株主共同の利益の著しく損なうものと認められる場合には、取締役会に対して対抗措置の発動を勧告し、それ以外の場合には対抗措置の不発動を勧告します。

(e) 取締役会の決議

当社取締役会は、特別委員会による勧告を最大限尊重の上、対抗措置発動に関する決議を行います。また、特別委員会から対抗措置の発動の是非について株主総会に諮るよう勧告された場合においては、当社取締役会は、具体的な対抗措置の内容を決定した上で、対抗措置の発動についての承認を株主総会に付議するものとします。株主意思確認総会が開催された場合、当社取締役会は、当該株主意思確認総会終了後速やかに対抗措置の発動または不発動を決議するものとします。なお、対抗措置としては、原則として、当社取締役会決議により、新株予約権の無償割当（会社法第277条）を行うこととします。

③上記②の取組みが上記①の基本方針に沿い、当社の企業価値・株主共同の利益の著しく損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものでないこと及びその理由

当社取締役会は、次の理由にから上記②の取組みが上記①の基本方針に沿い、当社の企業価値・株主共同の利益の著しく損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

イ. 買収防衛策に関する指針及び適時開示規則との整合性

本プランは平成17年5月27日に経済産業省及び法務省から公表された「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」に定める三原則(i)企業価値・株主共同の利益の確保、(ii)事前開示・株主意思の原則及び(iii)必要性・相当性の原則のすべてを充足しており、また同様に株式会社ジャスダック証券取引所の定める、上場有価証券の発行者による会社情報の適時開示等に関する規則第2条の2「尊重義務」を充足しております。

ロ. 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、上記②に記載の通り当社株式に対する買付行為等が行われた際に、当該買付行為等が不適切なものでないか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることで、企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

ハ. 株主意思を十分に尊重していること（サンセット条項）

当社は、上記のとおり平成20年3月7日開催の当社の取締役会において本プランの導入を決議いたしました。が、本プラン導入に関する株主の皆様のご意志を確認するため、平成20年8月26日開催の第41回定時株主総会において本プラン導入に関する議案を付議し、ご承認いただいております。

また、本プランの有効期限は、原則として平成23年に開催される当社定時株主総会終了の時までとし、それ以降も当社株主総会において本プランの継続に関して皆様の意思を確認させて頂く予定ですので、株主の皆様を十分に尊重した買収防衛策であると考えます。なお、当社は取締役の任期を1年としており、本プランの有効期間中の存続・廃止につきましては、毎年の定時株主総会における取締役の選任議案に関する議決権行使の状況を鑑みて、可能な限り株主の皆様を反映させていく考えです。

ニ. 独立社外者である特別委員会の意見の重視

本プランにおいては、実際に当社に対して買付行為等がなされた場合には、特別委員会が、特別委員会規程に従い、当該買付が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するか否かなどの実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の決議を行うこととなります。また、当社取締役会は、特別委員会による勧告に従うことにより当社の企業価値・株主共同の利益が毀損されることが明らかである場合でない限りは、特別委員会の勧告又は株主総会における決定の内容と異なった決議をすることはできません。このように、特別委員会によって、当社内部の取締役の恣意的行動を厳しく監視するとともに、その判断の概要については株主の皆様へ情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で本プランの実際の運営が行われる仕組みが確保されています。

ホ. 客観的かつ合理的な要件の設定

本プランは、上記にて記載したとおり、特別委員会において合理的かつ詳細な客観的要件が充足されたと判断されない限りは発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組み

を確保しているものといえます。

へ. 客観的な解除条件が付されていること（デッドハンド型買収防衛策ではないこと）

本プランは、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決定により廃止することができるものとされており、当社の株券等を大量に買い付けた者が指名し、当社株主総会で選任された取締役からなる取締役会により本プランを廃止することができます。したがって、当社といたしましては、本プランはいわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）、スローハンド・ピルといった、経営陣によるプランの廃止を不能又は困難とする性格をもつライツプランとは全く性質が異なるものと考えます。

ト. 第三者専門家の意見の取得

本プランにおいては、大量買付提案者が出現すると、特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を受けることとされています。これにより、特別委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

(5) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間において該当事項はありません。

なお、当第1四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	22,980,000
計	22,980,000

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数（株） （平成21年8月31日）	提出日現在発行数（株） （平成21年10月9日）	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	5,745,184	5,745,184	ジャスダック証券取引所	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	5,745,184	5,745,184	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成17年8月26日定時株主総会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年8月31日)
新株予約権の数(個)	3,240(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	324,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1,213(注)3
新株予約権の行使期間	自 平成19年10月1日 至 平成22年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,213 資本組入額 607
新株予約権の行使の条件	①新株予約権の行使には下記の制限を設ける。 (イ)平成19年10月1日から平成20年9月30日の期間 割当個数の20%、または10個のいずれか大きい数を 上限とする。 (ロ)平成20年10月1日から平成21年9月30日の期間 割当個数の60%、または10個のいずれか大きい数か ら(イ)で行使した個数を控除した個数を上限とす る。 (ハ)平成21年10月1日から平成22年9月30日の期間 割当個数から(イ)、(ロ)で行使した個数を控除し た個数を上限とする。 ②新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」 という。)は、権利行使時においても、当社または当 社の子会社の取締役ならびに従業員の地位にあることを要 する。ただし、取締役の任期満了に伴う退任など取締役 会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではな い。 ③その他の条件については、本株主総会決議及び新株予約 権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者 との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところに よる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の権利の譲渡については取締役会の承認を要す る。また、相続は認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3. 以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

- ①当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行または当社が保有する自己株式を処分する場合（新株予約権の権利行使の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、当社が保有する自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式」に読み替えるものとする。

- ②当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times (1 / \text{分割・併合の比率})$$

- ③当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整する。

- (3) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成21年6月1日～ 平成21年8月31日	—	5,745,184	—	1,487,409	—	2,174,175

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成21年5月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成21年5月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 5,744,300	57,443	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 884	—	同上
発行済株式総数	5,745,184	—	—
総株主の議決権	—	57,443	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

なお、当第1四半期会計期間末日現在の自己株式数は、37,413株であります。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年6月	7月	8月
最高(円)	620	705	836
最低(円)	577	578	700

(注) 最高・最低株価は、ジャスダック証券取引所におけるものであります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結累計期間（平成20年6月1日から平成20年8月31日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成21年6月1日から平成21年8月31日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成21年6月1日から平成21年8月31日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結累計期間（平成20年6月1日から平成20年8月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、また、当第1四半期連結会計期間（平成21年6月1日から平成21年8月31日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成21年6月1日から平成21年8月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、京橋監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年8月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年5月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	5,101,110	5,671,573
受取手形及び売掛金	1,124,898	1,481,828
有価証券	801,769	399,978
仕掛品	237,938	167,180
繰延税金資産	116,745	156,734
その他	79,945	33,705
貸倒引当金	△595	△730
流動資産合計	7,461,812	7,910,269
固定資産		
有形固定資産	* 272,534	* 276,930
無形固定資産	138,597	122,202
投資その他の資産		
投資有価証券	472,824	567,777
その他	303,198	275,253
投資その他の資産合計	776,023	843,030
固定資産合計	1,187,155	1,242,164
資産合計	8,648,967	9,152,433
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	32,517	42,245
未払法人税等	8,557	55,519
賞与引当金	127,776	274,628
その他の引当金	12,724	22,210
その他	273,996	472,925
流動負債合計	455,572	867,527
固定負債		
引当金	36,888	35,062
その他	223	—
固定負債合計	37,112	35,062
負債合計	492,684	902,590

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年8月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年5月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,487,409	1,487,409
資本剰余金	2,325,847	2,325,847
利益剰余金	4,368,672	4,435,878
自己株式	△26,075	△9
株主資本合計	8,155,854	8,249,125
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	428	717
評価・換算差額等合計	428	717
純資産合計	8,156,283	8,249,843
負債純資産合計	8,648,967	9,152,433

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成20年6月1日 至 平成20年8月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年6月1日 至 平成21年8月31日)
売上高	1,188,862	1,049,222
売上原価	951,722	848,210
売上総利益	237,140	201,012
販売費及び一般管理費	* 206,997	* 182,610
営業利益	30,142	18,402
営業外収益		
受取利息	9,540	8,111
その他	1,547	2,311
営業外収益合計	11,087	10,422
営業外費用		
雑損失	909	1,056
営業外費用合計	909	1,056
経常利益	40,320	27,768
特別利益		
投資有価証券売却益	4,250	14,062
その他	—	135
特別利益合計	4,250	14,197
特別損失		
投資有価証券評価損	28,541	—
その他	2,228	—
特別損失合計	30,769	—
税金等調整前四半期純利益	13,800	41,965
法人税、住民税及び事業税	62,130	4,144
法人税等調整額	△50,248	18,848
法人税等合計	11,881	22,993
四半期純利益	1,918	18,972

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年6月1日 至平成20年8月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年6月1日 至平成21年8月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	13,800	41,965
減価償却費及びその他の償却費	14,134	14,507
有形及び無形固定資産除売却損益(△は益)	63	—
投資有価証券売却及び評価損益(△は益)	26,456	△14,062
受取利息及び受取配当金	△9,993	△8,566
引当金の増減額(△は減少)	143,015	△154,645
売上債権の増減額(△は増加)	187,519	356,929
たな卸資産の増減額(△は増加)	△84,886	△70,758
仕入債務の増減額(△は減少)	△13,223	△9,728
その他の流動資産の増減額(△は増加)	93,473	△35,461
その他の流動負債の増減額(△は減少)	△47,888	△107,064
その他の投資その他資産の増減額(△は増加)	△10,654	△8,293
その他	△1,089	△1,629
小計	310,726	3,192
利息及び配当金の受取額	7,563	4,364
その他の収入	1,300	2,704
法人税等の支払額	△19,151	△52,340
営業活動によるキャッシュ・フロー	300,439	△42,078
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△600,363	△600,766
定期預金の払戻による収入	600,000	600,363
有価証券の取得による支出	—	△502,099
有形固定資産の取得による支出	△6,041	△1,947
無形固定資産の取得による支出	△6,125	△25,372
投資有価証券の取得による支出	△118,872	—
投資有価証券の売却及び償還による収入	152,085	109,000
その他	△590	△317
投資活動によるキャッシュ・フロー	20,091	△421,139
財務活動によるキャッシュ・フロー		
自己株式の取得による支出	—	△26,292
配当金の支払額	△69,420	△81,355
財務活動によるキャッシュ・フロー	△69,420	△107,648
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	251,110	△570,865
現金及び現金同等物の期首残高	3,017,772	2,471,209
現金及び現金同等物の四半期末残高	* 3,268,883	* 1,900,343

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年6月1日 至 平成21年8月31日)
会計処理基準に関する事項の変更	<p>工事契約に関する会計基準の適用</p> <p>受注制作のソフトウェアに係る収益の計上基準については、従来、工事完成基準を適用しておりましたが、「工事契約に関する会計基準」（企業会計基準第15号 平成19年12月27日）及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日）を当第1四半期連結会計期間より適用し、当第1四半期連結会計期間に着手した請負契約から、当第1四半期連結会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約については工事進行基準を、その他の契約については工事完成基準を適用しております。なお、進捗度の見積もりについては、あらかじめ契約上の成果物を作業工程単位に分割するとともに各作業工程の価値を決定し、決算日において完了した作業工程の価値が全作業工程に占める割合をもって作業進捗度とする方法を用いております。</p> <p>この変更による損益への影響はありません。</p>

【簡便な会計処理】

	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年6月1日 至 平成21年8月31日)
繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	<p>繰延税金資産の回収可能性の判断に関して、前連結会計年度末以降に経営環境等に著しい変化が生じておらず、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度末において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。</p>

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第1四半期連結会計期間（自 平成21年6月1日 至 平成21年8月31日）

該当事項はありません。

【注記事項】

（四半期連結貸借対照表関係）

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年8月31日)	前連結会計年度末 (平成21年5月31日)
※ 有形固定資産の減価償却累計額は、543,470千円であります。	※ 有形固定資産の減価償却累計額は、538,127千円であります。

（四半期連結損益計算書関係）

前第1四半期連結累計期間 (自 平成20年6月1日 至 平成20年8月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年6月1日 至 平成21年8月31日)								
※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。								
<table> <tr> <td>給与手当</td> <td>62,896千円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td>16,531千円</td> </tr> </table>	給与手当	62,896千円	賞与引当金繰入額	16,531千円	<table> <tr> <td>給与手当</td> <td>57,960千円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td>12,065千円</td> </tr> </table>	給与手当	57,960千円	賞与引当金繰入額	12,065千円
給与手当	62,896千円								
賞与引当金繰入額	16,531千円								
給与手当	57,960千円								
賞与引当金繰入額	12,065千円								

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自 平成20年6月1日 至 平成20年8月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年6月1日 至 平成21年8月31日)
※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年8月31日現在) (千円)	※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年8月31日現在) (千円)
現金及び預金勘定 4,714,480	現金及び預金勘定 5,101,110
預入期間が3か月を超える定期預金 △2,100,363	預入期間が3か月を超える定期預金 △3,200,766
有価証券勘定に含まれるMMF 654,766	現金及び現金同等物 1,900,343
現金及び現金同等物 3,268,883	

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成21年8月31日)及び当第1四半期連結累計期間(自 平成21年6月1日 至 平成21年8月31日)

- 発行済株式の種類及び総数
普通株式 5,745,184株
- 自己株式の種類及び株式数
普通株式 37,413株
- 配当に関する事項
配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成21年6月18日 取締役会	普通株式	86,177	15.0	平成21年5月31日	平成21年8月11日	利益剰余金

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間（自 平成20年6月1日 至 平成20年8月31日）

	制御系 システム開発 (千円)	組込系 システム開発 (千円)	基盤系 システム開発 (千円)	業務系 システム開発 (千円)	情報サービ ス・その他 (千円)	計 (千円)	消去又は 全社 (千円)	連結 (千円)
売上高								
(1) 外部顧客に対する売上高	346,653	438,355	103,863	165,801	134,188	1,188,862	—	1,188,862
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—	—	—
計	346,653	438,355	103,863	165,801	134,188	1,188,862	—	1,188,862
営業利益又は営業損失(△)	92,855	90,055	△4,630	20,576	6,444	205,303	(175,160)	30,142

(注) 1. 事業区分の方法の変更

従来、事業セグメントを「システム開発」「情報サービス」「ソフトウェア販売」と区分しておりましたが、前連結会計年度に米国サヴィオン社とのサヴィオン製品の販売に関する契約を終了しソフトウェア販売から撤退したことによりシステム開発の比重が高まったため、当第1四半期連結累計期間からシステム開発事業を細分化した事業セグメントに変更しております。この変更は、より明瞭な事業の種類別セグメント情報を開示するためのものであります。新しい事業セグメントは、「制御系システム開発」「組込系システム開発」「基盤系システム開発」「業務系システム開発」「情報サービス・その他」の5区分となります。

なお、当第1四半期連結累計期間のセグメント情報を、前連結会計年度において用いた事業区分の方法により区分すると次のようになります。

	システム開発 (千円)	情報サービス (千円)	ソフトウェア 販売 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	1,054,674	134,188	—	1,188,862	—	1,188,862
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—
計	1,054,674	134,188	—	1,188,862	—	1,188,862
営業利益	198,858	6,444	—	205,303	(175,160)	30,142

2. 各区分に属する主要な製品

事業区分	主要製品
制御系システム開発	交通、運輸、宇宙、航空、エネルギープラント、自動車
組込系システム開発	携帯電話、情報家電、ドキュメントプロセッシング
基盤系システム開発	ビジネスIT基盤、コンテンツサービス基盤
業務系システム開発	金融システム、会計システム、販売・顧客管理
情報サービス・その他	運用/保守サービス、検証サービス、構築サービス

当第1四半期連結累計期間（自 平成21年6月1日 至 平成21年8月31日）

	制御系 システム開発 (千円)	組込系 システム開発 (千円)	基盤系 システム開発 (千円)	業務系 システム開発 (千円)	情報サービ ス・その他 (千円)	計 (千円)	消去又は 全社 (千円)	連結 (千円)
売上高								
(1) 外部顧客に対する売上高	447,386	291,595	66,089	120,081	124,068	1,049,222	—	1,049,222
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—	—	—
計	447,386	291,595	66,089	120,081	124,068	1,049,222	—	1,049,222
営業利益又は営業損失 (△)	128,081	49,346	20,610	△31,166	13,038	179,910	(161,508)	18,402

(注) 1. 事業区分の方法

事業区分は、製品の種類及び性質を考慮して設定しております。

2. 各区分に属する主要な製品

事業区分	主要製品
制御系システム開発	交通、運輸、宇宙、航空、エネルギープラント、自動車
組込系システム開発	携帯電話、情報家電、ドキュメントプロセッシング
基盤系システム開発	ビジネスIT基盤、コンテンツサービス基盤
業務系システム開発	金融システム、会計システム、販売・顧客管理
情報サービス・その他	運用/保守サービス、検証サービス、構築サービス

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間（自 平成20年6月1日 至 平成20年8月31日）

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間（自 平成21年6月1日 至 平成21年8月31日）

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間（自 平成20年6月1日 至 平成20年8月31日）

海外売上高がないため該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間（自 平成21年6月1日 至 平成21年8月31日）

海外売上高がないため該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年8月31日)	前連結会計年度末 (平成21年5月31日)
1株当たり純資産額 1,428.98円	1株当たり純資産額 1,435.96円

2. 1株当たり四半期純利益金額等

前第1四半期連結累計期間 (自平成20年6月1日 至平成20年8月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年6月1日 至平成21年8月31日)
1株当たり四半期純利益金額 0.33円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。	1株当たり四半期純利益金額 3.31円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年6月1日 至平成20年8月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年6月1日 至平成21年8月31日)
四半期純利益(千円)	1,918	18,972
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益(千円)	1,918	18,972
普通株式の期中平均株式数(株)	5,745,171	5,736,198
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

平成21年6月18日開催の取締役会において、第42期期末配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 期末配当による配当金の総額・・・・・・・・・・86,177千円

(ロ) 1株当たりの金額・・・・・・・・・・15円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日・・・・・・・・平成21年8月11日

(注) 平成21年5月31日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年10月15日

日本プロセス株式会社

取締役会 御中

京橋監査法人

代表社員 公認会計士 渡辺 彰
業務執行社員

代表社員 公認会計士 小宮山 司
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本プロセス株式会社の平成20年6月1日から平成21年5月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間（平成20年6月1日から平成20年8月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本プロセス株式会社及び連結子会社の平成20年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

注記事項 事業の種類別セグメント情報に記載されているとおり、当連結会計年度より事業区分をシステム開発事業、情報サービス事業及びソフトウェア販売事業の3区分から、制御系システム開発事業、組込系システム開発事業、基盤系システム開発事業、業務系システム開発事業及び情報サービス・その他事業の5区分に変更した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年10月8日

日本プロセス株式会社
取締役会 御中

京橋監査法人

代表社員 公認会計士 下村 久幸
業務執行社員

代表社員 公認会計士 中川 俊夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本プロセス株式会社の平成21年6月1日から平成22年5月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成21年6月1日から平成21年8月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成21年6月1日から平成21年8月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本プロセス株式会社及び連結子会社の平成21年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。